

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、個人向け財務省告示第 三百六十三号～第四条第十四項の規定に 基づき、個人向け財務省告示第三百六十八号～第四条第十四項の規定に						
初期利率	利子	發行日	振替単位	最低額面金	発行額	用等の適	法律の根拠及び記						
た 金 額 と し を 支 払 う 。式 た だ よ り 、算 支 払 し 払	期 成 〇 ・ 十 〇 次 八 年 四 月 十 月 セ ン き ト 百 五 円 日	平 年 額 成 る の 記 替 法 の 規 定 に 記 録 は よ る に 、 最 低 額 面 金 簿	平 年 額 成 る の 記 替 法 の 規 定 に 記 録 は よ る に 、 最 低 額 面 金 簿	す る の 記 載 法 の 規 定 に 記 録 は よ る に 、 最 低 額 面 金 簿	一 万 四 万 円 で 百 九 十 三 億 四 千 四 百	五 十 金 額 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。 そ れ	額 の 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。 そ れ	の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ れ	以 下「 振 替 法 」 と い う 。 こ の 規	社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 （ 平 成 十三 年 法 律 第 七 十 五 号 ）	特 別 会 計 に 關 す る 法 律 （ 平 成 十四 年 法 律 第 四 十 六 号 ）	個 人 向 け 利 付 国 庫 債 券 （ 固 定 ・ 太 郎 ）	財 務 大 臣 麻 生 太 郎 。

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

365

（二） 平成二十九年四月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子} \times \frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365} \times 2$$

十七 中途換金の特例

が養正信前項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者を含む。その相続が死亡したときにはその相続契約の受益者は扶養法第二十一条の四第一項に規定する法律（平成二十五年法律第七十三号）第三条の規定による改定する特別障害者扶養法等の一項に規定する法律（平成二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改定する法律（平成二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者）第十五条号）第十五条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改定する法律（平成二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者）第十五条号）

払元
場利所
金支

日本銀行